越生町スポーツ及び文化芸術大会出場賞賜金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、スポーツ及び文化芸術活動の奨励と振興を図るため、全国規模以上の大会に出場する個人又は団体に対し、賞賜金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象大会）

第２条　賞賜金の対象となる大会は、次の各号に掲げる大会とする。

（１）　オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会（以下、「オリンピック等」という。）

（２）　国際大会　国内の選考会又は予選会を経て日本の代表又はこれと同等以上のものとして出場する大会（オリンピック等を除く。）

（３）　全国大会　国民体育大会、全日本選手権大会等、選考会又は予選会を経て出場する全国大会呼称の各種大会

（４）　その他特に町長が必要と認める大会

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

（１）　交流、親睦又は営利を主な目的としている大会

（２）　美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が大会の開催地に行くことなく出場できる大会

（支給対象者）

第３条　賞賜金の支給対象者は、前条に規定する大会に出場する個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　町内に住所を有し、町内に在学又は在勤するもの

（２）　町内に住所を有し、町外に在学又は在勤するもの

（３）　町外に住所を有し、町内の学校又は団体を代表して出場するもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは支給対象から除くものとする。

（１）　出場競技又は活動を職業としているもの

（２）　他の市町村から同様の賞賜金等の支給を受けているもの

（３）　当該年度内に一度賞賜金を受けているもの

３　前２項の規定にかかわらず、スポーツ及び文化芸術の振興に特に寄与すると町長が認めるものについては、支給対象者とする。

（賞賜金の支給額）

第４条　賞賜金の支給額は、別表のとおりとする。

（支給の申請）

第５条　賞賜金の支給を受けようとするものは、スポーツ及び文化芸術大会出場賞賜金申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、大会開催前に町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（１）　出場する大会の開催要項、出場資格の分かる書類（団体にあっては出場者の名簿とする。）又は予選結果の分かる書類

（２）　第３条第１項第２号及び第３号に規定するものは、他の市町村から同様の賞賜金等の支給を受けないことの誓約書（様式第２号）

（３）　その他町長が必要と認める書類

（申請等）

第６条　町長は、前条の規定による賞賜金の支給申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて賞賜金の支給を決定し、スポーツ及び文化芸術大会出場賞賜金支給通知書（様式第３号）により通知するとともに、賞賜金を支給する。

（賞賜金の受領）

第７条　賞賜金の支給を受けたものは、スポーツ及び文化芸術大会出場賞賜金受領書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（賞賜金の返還）

第８条　町長は、偽りその他不正な手段により賞賜金の支給を受けたものがあるときは、その支給した賞賜金を返還させることができる。

（大会中止の場合の特例措置）

第９条　第２条に規定する対象大会への出場が決定にしたにもかかわらず、天災地変その他避けることのできない理由により大会が中止となった場合で、町長が認めるものについては、賞賜金の支給対象者が同大会に出場したものとみなし、賞賜金を支給することができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

対象大会		個人	団体		
			２人以上５人以下	６人以上９人以下	１０人以上
オリンピック等		５０，０００円	１人つき５０，０００円	３００，０００円	５００，０００円
国際大会（オリンピック等を除く。）	国外開催	３０，０００円	１人つき３０，０００円	１８０，０００円	３００，０００円
	国内開催	１０，０００円	１人つき１０，０００円	６０，０００円	１００，０００円
全国大会		５，０００円	１人つき５，０００円	３０，０００円	５０，０００円
その他特に町長が必要と認める大会		５，０００円	１人つき５，０００円	３０，０００円	５０，０００円

備考　大会要項等により出場者数が定められている場合は、その人数以内の者を対象者とする。